

静岡県言語・聴覚・発達障害教育東部地区研究会会則

(総則)

第1条 この会は、静岡県言語・聴覚・発達障害教育東部地区研究会といい、事務局を東部地区内の言語・聴覚・発達障害児の通級指導教室設置校（園・所）に置く。この会の所在地は、熱海市立第二小学校（熱海市桜町3-20）とする。

第2条 この会は、言語・聴覚・発達障害の調査、診断、治療、教育、福祉等について研究協議したり、知識や情報を交換し合ったりすることによって、障害に関する医療、教育、福祉等の推進を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、言語・聴覚・発達障害教育に関する東部地区研修会の開催
- 2、言語・聴覚・発達障害教育に関する調査や、研究資料情報等の交換
- 3、言語・聴覚・発達障害に関する福祉推進のための事業
- 4、その他、関連諸団体、機関との連携等、目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、静岡県東部地区内の言語・聴覚・発達障害に携わる、治療教育関係者、及びこの会の趣旨に賛同する人たちによって組織する。

第5条 事務局は、総会で決定された業務を推進、執行する。その選出については、会員の中で互選する。

(経理)

第6条 この会の経費は、会員から徴収する会費、その他の収入をこれにあてる。会費は、会員1名につき年額500円とし、毎年4月に会計に納入する。

第7条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

付則

- 1、平成14年 3月11日 改正
- 2、平成18年 3月 3日 改正 (平成19年4月1日 施行)
- 3、平成19年 6月14日 改正
- 4、平成29年 4月 1日 改正